

令和3年度 洲本市立由良小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものです。

(平成25年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、いじめ防止基本方針を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ① あいさつ運動
いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。
- ② ありがとうの日(道徳の日) 毎月19日・ありがとう週間
関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高めるために、「ありがとうの日」と「あるがとう週間」を毎月設定する。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ① 一人一人が活躍できる学習活動
「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。
 - ・たてわり活動での異学年交流の充実
 - ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - ・児童が主体的に取り組める学習活動やタブレット端末等のICT機器を活用した自主学習教材の工夫
- ② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動
ソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。
また、ソーシャルネットワークの活用における情報モラル教育の充実を図る。
- ③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- ④ 人とつながる喜びを味わう体験活動
友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
 - ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
 - イ おかしいと感じた児童がいる場合には学年層や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
 - ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
 - エ 「いじめに関するアンケート」を年3回実施し、チャンス相談などその都度面談することにより、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。
 - オ エと同様に「学校生活に関するアンケート」により、実践的な態度を養う道徳教育の推進を図る。
 - カ 「いじめ未然防止プログラム」の活用等、校内研修を充実させることにより、教職員のいじめ対応能力の向上を図る。
- (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
 - ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であることを指導する。
 - エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
 - オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を取りながら指導していく。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組
 - ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をよりいっそう密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
 - イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「ひょうごっ子いじめ・体罰相談ホットライン」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

- (1) 学校内の組織
 - ① 「校内委員会」

全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。(定例)
 - ② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SCによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。
- (2) 小・中学校の連携体制

学期に一度小中学校の管理職、学年担任、生徒指導担当による連絡会を開催する。生活面・学習面、その他児童生徒に関して協議し、課題を共有することで、地域で一貫した指導体制を確立する。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは、いじめ防止対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家、及び人権擁護委員会等を加えた組織。

5 その他の事項

いじめ防止等について、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、情報提供するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。